

上 富 田 町 文 化 表 彰 実 施 要 綱

(目 的)

第1条 文化の向上発展に特に顕著な功績のある個人や団体を表彰することにより、上富田町の芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(選 考)

第2条 上富田町文化協会理事会で選考委員会（以下、委員会）を構成し、上富田町文化表彰を受ける者の選考に関し必要な事項を調査審議する。

(選考基準)

第3条 表彰は、本町出身者または本町在住者を対象とし、選考基準は次のとおりとする。

- (1) 文化賞は、文化活動の向上発展に特に顕著な功績を示し、上富田町の誇りに値すると認められる者とする。
- (2) 文化功労賞は、文化活動の向上発展に貢献し、その功労が特に顕著である者とする。
- (3) 文化奨励賞は、優れた文化の創造に尽力され、将来一層の活躍が期待でき、励みになると思われる者とする。

2 趣味を職業としているものであっても、文化の振興に寄与していると認められる場合は、表彰の対象とする。

(表彰の対象分野)

第4条 表彰は以下の分野とする。

- ① 芸術（文学、音楽、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能）
- ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- ⑤ 生活文化（華道、茶道、書道、服飾、食文化、デザインその他の生活文化）
- ⑥ 学術（人文科学、社会科学、自然科学その他の学術）
- ⑦ 伝統工芸品（生活用品を含む）
- ⑧ その他（囲碁、将棋、国際交流等）

(事 務)

第5条 委員会の庶務は、上富田町教育委員会事務局において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、文化協会会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。